

令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町の観光情報を提供する公式ポータルサイト「北谷日常」は、平成29年2月の開設以来、町の観光情報を素早く発信し、来町意欲を高め誘客強化のため運用を行ってきた。しかし、現在のホームページは開設から既に6年が経過し、他自治体や観光関連団体等のポータルサイトと比較すると各種機能やデザイン面で劣り、「見づらい、探している情報が見つけない、情報の更新がなかなかされていない」などの意見があり、本来の設置目的である旬な情報発信の役割が果たせていない状況がある。

このことから、本町の観光情報総合窓口としての役割強化を図るため、利用者に対して、町の特色や個性などを魅力的にわかりやすく、情報発信力の高いポータルサイトを構築することを目的として、ポータルサイトデザイン及び機能等の全面的なリニューアルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務
- (2) 業務内容 令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 履行場所 北谷町内
- (5) 提案上限額 3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 北谷町暴力団排除に関する条例（平成23年北谷町条例第11号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、日本国内に本店または支店を有する法人を幹事企業に選定すること。

4 スケジュール

	手順	期限等
①	募集及び質問受付開始	令和5年10月18日(水)
②	質問の受付期限	令和5年10月23日(月)午後5時まで
③	質問に対する回答	令和5年10月24日(火)午後5時まで 電子メールやHPにて一括して回答。
④	参加表明書及び企画提案書の提出期間	令和5年10月25日(水)から 令和5年10月30日(月)午後5時まで
⑤	第一次審査 (書類審査)結果通知	令和5年11月2日(木)
⑥	第二次審査 (プレゼンテーション)	令和5年11月13日(月)
⑦	第二次審査結果通知	審査後1週間以内に通知

5 配布資料

配布資料は、次のとおりとし北谷町ホームページに掲載する。

- (1) 令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務プロポーザル実施要領
- (2) 令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務仕様書
- (3) 参加表明書(第1号様式)
- (4) 暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書(第2号様式)
- (5) 会社概要書(第3号様式)
- (6) 質問書(第4号様式)
- (7) 提案届(第5号様式)
- (8) 類似案件実績表(第6号様式)
- (9) プロポーザル参加辞退届(第7号様式) ※参加表明書提出後に辞退する場合に提出

6 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書(第4号様式)を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での質問対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和5年10月23日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 観光課あてFAXもしくは下記電子メールにより提出すること。
mail: syoukoukankou@chatan.jp
- (3) 質問に対する回答 令和5年10月24日(火)午後5時予定
すべての質問をとりまとめ、一括して北谷町ホームページで回答する。

7 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び作成要領

企画提案に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類は原則A4版とすること。

提出書類	提出部数
① 参加表明書（第1号様式）	1部
② 暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書（第2号様式）	1部
③ 会社概要書（第3号様式）※次の(ア)～(エ)を添付すること（写し可）。 (ア) 登記事項全部証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (イ) 国税及び地方税（道府県税及び市町村税）に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (エ) 直近2年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）の写し	1部
④ 提案届（第5号様式）	1部
⑤ 企画提案書（任意様式） ※製本（ファイルで綴じる等）すること。 ※本要領「9 審査の評価項目」の項目毎に簡潔に作成すること。	8部
⑥ 業務実施体制図	8部
⑦ 業務工程表	8部
⑧ 類似案件実績書（第6号様式） ※業務実績については過去3年間に地方公共団体から受託した同種業務の実績を最大5件まで記載すること。	8部
⑨ 見積書 ※仕様書の業務内容ごとに人件費、直接経費を分けて詳細を記載すること。	8部

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送にて提出すること。

なお、持参による提出の場合、受付時間は平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。また、郵送による提出の場合は、提出期限までの必着（消印有効）とする。

(3) 提出先

本要領「13 担当課」に同じ。

(4) 提出期限

令和5年10月30日（月）午後5時（消印有効）

(5) 留意事項

- ① 企画提案書の作成は、本要領「9 審査の評価項目」の項目毎にA4版で簡潔に作成することとし、総ページ数は20ページ以内とすること。
- ② 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
- ③ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ④ 提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 審査委員には専門知識がない審査委員も含まれるため、できるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に記載すること。(専門用語を用いる場合は注釈をつける等すること)

8 審査方法

審査は、令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行い、提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション等の内容を基に、本業務に最も適していると認められる優先候補者を選定する。審査委員会から最高順位を得た者を優先候補者、次点を次点候補者とする。また、本要領「9 審査の評価項目」において0点の評価があった場合には、業務内容を遂行することが困難と判断し候補者とししない。

(1) 第一次審査(書類審査)

プロポーザルの参加決定に係る第一次審査は、書類審査により実施し、応募者について本要領で定める参加資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか審査を行う。参加者が4者以上の場合には、提案書類による書類審査を併せて行い、審査通過者は最大で3者程度とする。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、時間の詳細については、後日プレゼンテーションの参加者に連絡する。

① 日時

令和5年11月13日(月) ※午後予定

② 場所

北谷町役場 3階 庁議室

③ 提案時間

プレゼンテーションは、1者当たり約30分(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする。

④ 機材等

プロジェクター及びスクリーンは町で準備するものとし、パソコンその他の機材は提案

者が準備するものとする。

⑤ 留意事項

ア プレゼンテーション審査は非公開で行う。

イ プレゼンテーションは、既に提出した提案書の内容を逸脱しないものとし、新たな資料の提出は認めない。（動画を用いる場合には、企画内容に合致するものとする）

ウ 出席者は3人以内とすること。

エ プレゼンテーション参加者は、原則として業務担当者とする。

9 審査の評価項目

評価項目	
(1) 業務体制・業務遂行能力	① 業務に対する理解度・取組み姿勢
	② 業務スケジュール・人員体制
	③ 類似業務の受託実績
(2) 機能	① コンテンツのHTTPS化
	② CMSの機能・操作性
	③ レスポンシブウェブデザイン
	④ 移行の手法・作業工程
	⑤ ワイヤフレーム・明確な要素配置
	⑥ ユーザビリティ・アクセシビリティ
	⑦ SNS発信ページの構築
	⑧ 多言語対応
	⑨ 映像・画像のダウンロードの仕組み
	⑩ Google Map・ストリートビュー・アナリティクスの閲覧
	⑪ データの管理（追加・修正・削除）
	⑫ マニュアルの解りやすさ・研修体制・サポート内容
	⑬ セキュリティ対策
	⑭ 効果検証の仕組み
(3) 見積金額	① 参考見積書の見積金額

(1) 参加者が提案した企画提案書の内容について、審査委員会及び事務局が個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 主な評価視点のほかにも、本業務に係る提案者の専門的知見及び技能、提案内容の実現性、その他独自提案を評価対象とする。

10 受託者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

契約時における仕様書については、選定された受注者の企画提案内容に応じて、委託者と受託者との協議により決定する。

1 1 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その提案者の提案は無効とする。

- (1) 1つの提案者が複数提案した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。
- (4) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (6) 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (8) その他、審査委員会において不相当と認められた場合。

1 2 留意事項

- (1) 受託候補者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (2) 本プロポーザル参加に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書のうち本町との契約に至らなかったものについては、返却又は廃棄する。
- (4) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。
- (5) 参加表明者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

1 3 担当課

北谷町 建設経済部 観光課 観光係 担当：野

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

TEL：098-936-1234（内線3411） FAX：098-926-2174